

現代中国の財政改革に関する覚書 ——社会主義市場経済下の地方財政——

坂 本 忠 次

はじめに

中国は、1978年の改革・開放以降社会主義市場経済をめざし、特に1992年以降、経済体制や特に税財政制度を中心に大きな改革を行ってきている。1994年にスタートとした分税制は、中国における政府間財政関係における近代的な分権化への方向の第一歩とも考えられるが、そこには、「諸侯経済」とも呼ばれている中国地方政府の従来からの財政請負制の残滓の清算や予算外資金のあり方とこれらの諸制度の改革（近代化）をめぐる課題が横たわっている。

筆者は、これまで、中国には何回か足を運び北京の中華人民共和国財政部所属の財政科学研究所を中心に、いくつかの省や自治区、直轄市・県・市などを訪れ調査と聞き取りなどを行うことができた⁽¹⁾。しかし、社会主義中国の経済・財政統計データの入手は、中央政府レベルの発表になる『中国統計年鑑』や『中国財政統計年鑑』などきわめて限られていることであった。特

(1) 筆者のこれまでの中国への調査訪問は、1996年の北京（財政科学研究所）、遼寧省、遼寧大学、1997年の北京、内モンゴル、内モンゴル大学、1998年8月の立教大学和田八東教授他税財政調査団一行による中国財政調査（北京・財政科学研究所、北京市政府、大連市、東北財経大学）、同年9月の武漢市及び武漢工業大学訪問など数回に及んでいる。なお、1996年の調査の過程では、岡山大学大学院（文化科学研究科博士課程及び経済学研究科修士課程）留学中の張忠任、屈燕梅他の院生の助力に負うところが大きかったことを付記しておきたい。

に、省、自治区、直轄市、県、市（市轄区、県級市）など各級の地方政府の財政統計については、全国的に公表されているもの以外には公式ルートでは殆んど入手不可能なことであった。

社会主義市場経済化をめざす中国の経済計画や財政・地方財政の研究には、まずこのような統計データの入手をめぐる問題状況に当面するのであるが、それは、後述する中国財政における予算内資金に比肩した予算外資金の肥大化をめぐる問題とも関連していると思われるのであり、中国財政の近代化と財政民主主義をめぐる課題の出発点は、まず、この辺の問題にもあるといえるだろう⁽²⁾。

本稿は、このような前提を踏まえた筆者の現代中国財政改革をめぐる問題状況についての一つの覚書であり素描である。

1. 改革・開放以降の中国経済と財政改革

周知の通り、1949年社会主義建設を開始した中国は、1978年鄧小平のもとで改革・開放を行い、「社会主義市場経済」体制へと突入した。毛沢東時代の中国の経済体制は、伝統的な中央集権的計画経済体制であり、このような体制の下で、経済は計画に基づいて運営されていたが、その計画の硬直的性格の故に、現実との大きな乖離、齟齬が認められた。例えば、国営企業の放漫経営、労働者の勤労意欲の低さ、官僚主義、消費財不足、サービス部門の立ち遅れなどはその一例であろう。

このような中で1978年末鄧小平が市場経済化を打ち出し、硬直的な計画経済からの脱却を図り、中国経済の成長・発展を図ろうとしたのである。当初

(2) 周知の通り、中国の国家財政（中央・地方をさす）には膨大な予算外資金が存在しており、これが財政データのディスクロージャーを妨げている一要因ではないかと考えられる。

は、計画が優先していたが、1984年10月「計画的商品経済」の考え方が確立し、1987年に趙紫陽前総書記によって「社会主義初期段階論」が提起された。この頃から、「計画」よりも「市場調節」が優先されるに至った。1989年には、天安門事件で人権問題が登場し、保守的な傾向が一時見られはしたが、1992年春の鄧小平の南方訪問における「改革・開放を加速せよ」との発言に刺激されて中国経済の高度成長が実現して行った。このようにして、遂に、92年10月の第14回中国共産党大会において「社会主義市場経済」なる言葉が定式化されたのである。

では、社会主義市場経済とは一体どのような経済体制なのか。このことを明確に述べた文書は見当たらないが、1. 社会主義の「公的所有」の基礎は崩さない。しかし、「資源の効率的配分」の原則によって、2. 人、物、資金（カネ）を必要な部門に最適に配分する機能に着目して「市場の優位性」を認め「市場経済」を最大限に活用する。したがって、3. 土地や株式等の「占有」を認め、契約による土地取引、証券取引（株式市場）も認める。4. 「資本主義国でも計画を経済調節の手段に使っている」ので、資源配分を「政府の計画」によるか「市場の見えざる手」によるかは経済体制とは関係がなく、「計画と市場は社会主義と資本主義を分ける基準ではない」とする。5. 結果として、国家の機能は、経済調節のマクロ部門に限定されることになるのである。

ここでの問題点として、①社会主義の基本的な原則としての生産手段の公有制と「労働に応じた配分」を維持するとされているが、(私的)占有や市場取引を認めてゆくと、占有権の拡大によって事実上公有制が崩されて行かないか、②国家機能を経済調節のマクロ部門に限定した場合、国家内の地方政府の分権的機能や自治機能は、市場経済化や規制緩和によって強化されるべきと考えられるが現実にはどうなのか、③政治面では、一党（共産党）支配であるが、市場経済化の下で将来は複数政党化を認めるのか、政治面では一党支配・経済面では市場経済の体制を当分続けるのか、などが挙げられるだ

ろう⁽³⁾。

本稿は、このような問題に直接答えることを趣旨とするのではない。ただ、改革・開放以降の経済・財政部門の動向、財政改革の一動向を素描し、社会主義市場経済下の分権化と地方財政をめぐる諸課題について考察することを課題としている。

1. 1 経済成長の動向

改革・開放以降の中国経済は、近年のアジア各国と同様に年平均9%を上回る高い成長率を持続している。表1は、1979年以降(1978年=100)の経済成長率(GDP)の名目及び実質の推移である。平均して高い成長率を示しているが、いくつかの変動幅が見られる。1981年、1989年、1990年等が4~5%と低い水準となっている。しかし、1983~85年、1987~88年、1992~95年のように大躍進の時期が見られるのである。

特に、鄧小平の主導の下で、深圳経済特区に代表される広東省の改革・開放が行われたことが特筆できるのであり、1992年1月~2月にかけて彼は、これらの地方を訪問してその成果を自分の目で確かめている。しかし、1989年6月の天安門事件は、中国当局の予想をはるかに上回る欧米諸国からの厳しい批判に迫られ、アメリカを中心とした欧米からの経済封鎖に直面した。日本の助力によって援助の凍結は解除されたが中国経済はかなりのつけを払わされ、結果として、経済成長率の鈍化となってあらわれている。

1994年3月10日の第8期全国人民代表大会第2回会議で李鵬総理は、1994年の成長率を9%、物価上昇率を10%以下にしていくことを述べている。それは、経済の「成長」と共に「安定」も大切なことを述べたのであり、いわ

(3) わが国中国財政研究の第一人者である南部稔神戸商科大学教授は、中国の市場経済化と政治(一党支配)との関係を指摘しておられる。同氏「財政改革の現状と課題」『開発援助研究』vol. 2, No. 2, 1997年海外経済協力基金開発援助研究所, 所収。

表1 中国の経済成長率（GDP）の推移（名目、実質）

GDP 年	指 数		成 長 率 (%)	
	名 目	実 質	名 目	実 質
1978	100	100	—	—
1979	111	108	11.4	7.6
1980	125	116	11.9	7.8
1981	134	122	7.6	5.2
1982	146	123	8.9	9.1
1983	164	148	12.1	10.9
1984	198	170	20.8	15.2
1985	247	194	25.0	13.5
1986	282	210	13.8	8.8
1987	330	234	17.3	11.6
1988	412	261	24.8	11.3
1989	467	272	13.3	4.1
1990	512	283	9.7	3.8
1991	597	309	16.6	9.2
1992	735	352	23.2	14.2
1993	956	398	30.0	13.5
1994	1,290	449	35.0	12.6
1995	1,614	489	25.1	10.5
1996	1,871	537	15.9	9.7
1997	2,063	—	10.3	8.8

注)『中国統計年鑑』各年版による。

ゆる「先富論」によって地域間及び個人間の貧富の経済格差が拡大しないよう「安定」に配慮していくことを述べたものであった。

その後も、中国経済は経済成長はとげたが、1997、98年の1～2年、日本経済の円安、国際的なアジアを中心とした通貨不安と株安の中で、経済成長率の鈍化を見せており、1998年は8%が維持できるかどうかは課題とされて

いる。

それは、いわゆる「トリレンマ」といわれる中国経済・財政をめぐるいくつかの問題点であり、この点について簡単に概観しておくことにしよう⁽⁴⁾。

(1) 国家財政の慢性的な赤字

中国の国家財政の収支は、慢性的な赤字となり、また、財政赤字の累積が続いている（表2参照）。中国の国家財政は中央財政と地方財政の合計をマクロ的に見たものである。国家財政の慢性的な赤字は、主に中央財政収支の赤字によってもたらされている。しかし、地方財政収支も1986年頃から赤字基調である。

中央財政の赤字は、次に述べる国有企業等の赤字にも原因があると見られるが、内外企業の投資促進をねらった税の減免措置—国の基準を超えた—などにあるといわれる。また、1988年からの地方財政における財政請負制に伴う「諸侯経済」化（地方財政の留保分が上納分よりも多くなり、地方財政が肥大化して行く傾向）を反映しているものと見られる。このため1994年から分税制を実施したが、人民銀行からの借り入れよりも国債の発行（1993年度から認められた外債を含む）によって処理していくことになった。しかし、脱税や納税拒否が、国有企業、集団企業、個人経営、私営企業でなお多くなっており、中央財政を中心とした慢性的赤字が続いている。

(2) 国有企業の赤字

これまで国有企業の慢性的な赤字経営が続いているが、これは、経営体質が「親方日の丸」的であり、赤字になっても倒産することがないためである。国有企業の約4割が赤字企業という。したがって企業欠損補助金が増大し継続しており、設備投資は予算資金など自己調達資金で行っている。党や行政による企業への関与が大きくなっており、経営効率を悪くしているのが

(4) 中国経済・財政をめぐる「トリレンマ」については、南部稔教授他多くの指摘がある。

表2 中国のGDPと歳入の動向(予算, 億元)

年	GDP	国家歳入	国家歳出	収支差額	中央歳入	中央歳出	収支差額	地方歳入	地方歳出	収支差額
1978	3,624	1,121	1,111	10	165	521	-356	957	590	367
1979	4,038	1,146	1,282	-136	231	655	-424	915	627	290
1980	4,518	1,160	1,229	-69	285	667	-382	875	562	313
1981	4,862	1,176	1,138	38	311	626	-315	865	513	352
1982	5,295	1,212	1,230	-18	347	652	-305	866	578	288
1983	5,935	1,367	1,410	-43	490	760	-270	877	650	227
1984	7,171	1,643	1,701	-58	666	893	-227	977	808	169
1985	8,964	2,005	2,004	1	770	795	-25	1,235	1,209	26
1986	10,202	2,122	2,205	-83	778	836	-58	1,344	1,369	-25
1987	11,963	2,199	2,262	-63	736	846	-110	1,463	1,417	46
1988	14,928	2,357	2,491	-134	775	845	-70	1,582	1,646	-64
1989	16,909	2,665	2,824	-159	823	889	-66	1,842	1,935	-93
1990	18,548	2,937	3,084	-147	992	1,005	-13	1,945	2,079	-134
1991	21,618	3,150	3,387	-237	938	1,091	-153	2,211	2,296	-85
1992	26,638	3,483	3,742	-259	980	1,170	-190	2,504	2,572	-68
1993	34,634	4,349	4,642	-293	958	1,312	-354	3,392	3,330	62
1994	46,759	5,218	5,793	-575	2,907	1,754	1,153	2,312	4,038	-1,726
1995	58,478	6,242	6,824	-582	3,257	1,995	1,262	2,986	4,828	-1,842
1996	67,795	7,367	7,914	-547	3,649	2,146	1,503	3,718	5,768	-2,050
1997	74,772	8,642	9,197	-555	4,216	2,525	1,691	4,426	6,672	-2,246
1998	--	9,864	10,144	-280	4,711	2,753	1,958	4,973	7,391	-2,418

注) 1. 『中国統計年鑑』各年版による。国家財政は中央財政と地方財政の合計であるが、四捨五入のため歳入合計の不整合がある。

2. なお、1998年は当初予算である。

現状である。近年の高度成長を支えているのは、郷鎮企業、「三資企業」、私営企業などと云われている。

(3) 拡大するインフレーション

社会主義経済体制の下でも、改革・開放以前からゆるやかなインフレーション（公定価格の上昇）が見られていた。しかし、改革・開放以降価格がかなり開放され規制が弱められると、総需要と総供給とのアンバランスが顕在化した分野でインフレーションが顕在化した。特に天安門事件後の1988～89年、1993～94年が大きい。後者は、92年、93年と続いたバブル的経済成長（名目13%台）による開発区ブーム、不動産ブーム、株式ブームなどを背景としていた。また日本の消費者物価に相当する住民生計費も大都市では10%台と2ケタ台の物価上昇率となっている。インフレーション＝物価騰貴は、90年代後半には安定に向かった。

(4) 地域経済格差の拡大

中国の地域経済格差を見る場合、中国は巨大な国であり、その格差の測定については、(1)地帯別の区分、(2)省別の区分等に分けて検討しなければならない。

(5) 地帯別区分

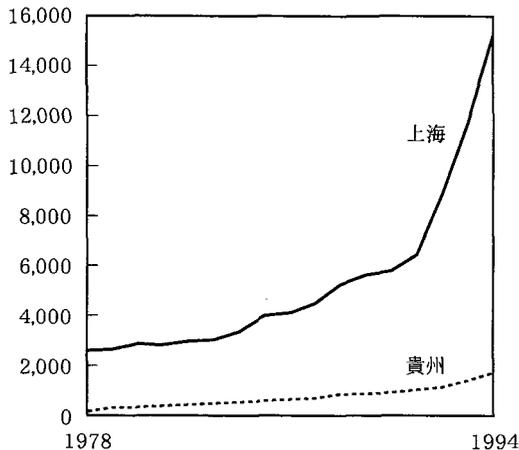
地帯別区分としては、沿海部と内陸部、あるいは、東部、西部、中部、省（自治区、直轄市を含む）間格差などの考え方ができる。さらに、内陸部を本来の内陸地域、少数民族地域、貧困地域などに分ける考え方もあり得るだろう。一般的には、内陸部よりも沿海部が、中部、西部よりも東部のGDP成長率が高くなっているといえるが、これは、沿海部に経済特区があり、工業化が進んでいるからである。

一方、省、自治区、直轄市等一級行政区の格差について見ると、これまで改革期の1978年から90年までは縮小の傾向を示し、91年以降再び拡大傾向を見せていることである⁽⁵⁾。

この外、一般的な農工間の格差（シエーレ）の問題、都市・農村間の経済

格差が考えられるが、大都市と中小都市、都市部と農村部、首都の北京市や上海市をどのように位置づけるかの問題があり、その格差の拡大・縮小については画一的に論ずることは困難かも知れない。例えば、中国で最も富裕な上海と貧困といわれる貴州との地域格差（1人当たりGDP）は、1978～91まで僅かに拡大し、1992年以降急激に拡大している⁽⁶⁾。これは、上海の産業経済の急速な成長を反映するものであろう（図1参照）。

図1 上海、貴州間の格差の推移（元）
（1人当たりGDP：1978-1994）



- 注) 1. 出典は「中国統計摘要」(1996)。
2. 張忠任「中国における政府間財政関係の構造と問題点」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第4号, 1997年, による。

- (5) この点については、石川祐三「中国の地域経済格差と地方財政調整」『地域総合研究』（鹿児島経済大学）第24巻第2号, 1997年, が知られる（1996年10月日本大学で開催の日本財政学会第53回大会でも報告された）。もっとも、これを変動係数で見ると場合とジニ係数で見ると場合若干格差構造のニュアンスの違いが生ずる。
- (6) 張忠任「中国における政府間財政関係の構造と問題点」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第4号, 1997年11月, 所収

1. 2 改革・開放後の税制改革

改革・開放後の財政改革と税制改革について見ると、まず第一段階が国営企業改革を柱とした税制改革、第二段階における財政管理と政府間財政関係における財政請負制、第三段階における1994年からの分税制、などとして把握することができるだろう。本稿では、その中身の詳しい紹介というよりも、それぞれの改革の時期の特徴点と問題状況とについて見ておくことにする。

(1) 国営企業改革を柱とした税制改革

中国の国営企業は、公有制を維持することが基本原則であるため民営化（privatization）は基本的には実施されていない。しかし、改革・開放政策以降中国は全面的な税制改革を実施し、いわば「租税国家」の確立を図ろうとした（もちろん国営企業の公有制を前提しての上であるが）。これは、それまでの国営企業の利益上納の方法を改め企業所得税とするもので、利益の35%という比例税であり、国営企業の利益留保を可能にした⁽⁷⁾。

a 国営企業所得税

国営企業が生産経営所得およびその他の所得について納付する企業所得税として国営企業所得税が導入された。1983年の第1次の「利改税」までは、国営企業は利益上納のみを行い企業所得税は全く納付していなかった。83年6月から中国政府は大部分の国営企業は企業所得税を納付する必要があるとの決定を出した。企業所得税を納付した後の利益に対しては、国家が利益請負、固定比率での上納、利潤調節税、定額上納などの形で利益配分に参加した。

1983年から第2次の「利改税」が始まり、小型国営企業は8段階の超過

(7) 以下については、伏見俊行・姜莉・江心寧著『最新中国税制ガイド』1997年から引用し、南部稔、前掲論文等も参照している。特に前著は、日本語文献として分かりやすく解説されている。

累進税率が適用されたほか、すべての中規模、大規模国営企業は55%の税率によって企業所得税を納めることになり、残った利益に対しては利潤調節税を納めることになった。

b 集団企業所得税

集団企業所得税はこれまでの工商所得税を基にした企業所得税。1979年から84年まで工商所得税は何度も調節され、従来の差別税率が廃止され、工業、商業の別、または都市、農村の別を問わずに一律に8段階の超過累進税率が適用されることになり、集団企業所有制内部の所得税率の統一が実現した。そのほかの企業と区別するため85年4月に「集団企業所得税暫行条例」が公布された。

c 私営企業所得税

私営企業の発展を奨励または支援するため、法律により私営企業の法的地位および収入配分制度が確立された。私営企業所得税の税率は35%の比例税率で、納税した後の利益を個人消費に使う場合は、40%の比例税率で個人収入調節税を納める必要があった。

d 城郷個体工商業戸所得税

城郷個体工商業戸所得税は従来の工商所得税を基にして、工業、商業、サービス業、建築据付業、交通運輸業およびその他の業種に従事する城郷個体工商業戸（都市個人事業者）が取得する所得に対して課税する税である。1986年1月に「城郷個体工商業戸所得税暫行条例」が公布され、税率は10段階の超過累進課税率が採用された。

このように、まず国内企業の所得税制度を確立した。しかし、さらに、対外開放政策への適応を図るため、1980年と81年に外国企業所得税法、中外合弁経営企業所得税法、個人所得税法などが公布され整備されている。

e 中外合弁経営企業所得税

1980年9月に「中華人民共和国中外合弁経営企業所得税法」が公布され、82年1月1日から施行された。また、同年12月に財政部から「中華人

民共和国中外合弁経営企業所得税法実施細則」が公表された。中外合弁経営企業所得税法は中国で最初の外国企業に対する企業所得税であった。

f 外国企業所得税

1981年12月に「中華人民共和国外国企業所得税法」が公布され、82年1月1日から施行された。また、同年2月に財政部から「中華人民共和国外国企業所得税法実施細則」が公表された。

g 個人所得税

1980年9月に「中華人民共和国個人所得税法」が公布され、同年12月に財政部から「中華人民共和国個人所得税実施細則」が公表された。個人所得税は個人の居住者が中国から取得する所得に対して課税する税である。個人所得税法は81年1月1日から施行された。この税率は所得に応じ、5～45%までとなっている。

h 個人収入調節税

1950年代の初頭に公布された「給与報酬所得税条例」は個人所得税の一種であったが、公布後長い間施行されていなかった。対外開放政策を採り、国民の収入が多くなってきたことから、国民間の収入格差を調節するため、86年9月に国務院から「個人収入調節税暫行条例」が公布され、87年1月1日から施行された。

以上に見られる通り、改革・開放は、外国企業の算入を広く認めると共に、外国企業への課税制度を整備したこと、また、外国人居住者を含めて個人所得税を整備して行ったのである。

(2) 工商税の改革

これは、中小商工業者を含めた消費税（流通税）、営業税等の改革であるが、次の4つがあった。

a 産品税

製品に対して課税する部分を工商税から外し、産品税という独立した税を創設した。産品税の税率は製品と製品の類別によって設けられた。

b 増値税

重複課税を回避するため、1984年9月に国務院から「増値税条例（草案）」が公布され増値税が導入された。増値税の税目は12であり、甲類と乙類に分けられていた。

c 営業税

商業、交通運輸業、金融保険業、郵政電信業、建築据付業およびサービス業に対する課税が設けられた。営業税の税目は工商税のときの5税目から11税目に増加し、税率は営業内容ごとに設けられた。

d 塩 税

工商税の1税目を独立させ、塩税を設けた。また、塩税の税額を調節し、工業に使用する塩の免税範囲は縮小された。

(3) その他、新しい税種の設立として、資源税、建築税、奨励税などが設けられた。資源税は、1984年10月から原油、天然ガス、石炭、金属鉱石およびその他の非金属鉱石の採掘を行う企業と個人が取得する収入に対して課税するもの。建築税は1983年10月から施行され、予算外資金、地方弾力財源、企業事業組織の私有資金、銀行借入金、その他の自己調達資金を利用して、基本建設投資、更新改造関係の建築工事投資、および国家固定資産投資計画の対象とならない建築工事投資を行う場合は、建築税を納付する必要があるとされているものである。建築税は、固定資産投資をコントロールし、国民経済の順調な発展を確保することを目的とするとされた。奨励税は、企業事業組織の奨励金の総量をマクロコントロールし、社会消費水準を国民経済の発展に適応させるため設けられた。

(4) 農業税の改革

農村の商品経済の発展に対応するため、長い期間施行されていた現物納税制度は貨幣納税制度に変更された。農業改革の特徴は以下のとおりであった。

a 税負担水準、基本制度、納税義務者、課税対象、課税価額の計算、税

率などの基本内容はそのまま保留した。

b 貨幣納税は一律に施行されたわけではなく、少数民族等の地域の現状が考慮され、必要がある場合は、当分の間、貨幣納税を実施せず、現物納税を行うことが認められた。

c 農業税を課税する食糧の値段は国家が購入する食糧の値段に統一し、農民の負担を増加させないことを前提として財政収入の増加が図られた。およそ以上のような改革であり、税制の近代化が目ざされている。しかし、これらの税制改革の中には、なお、改革途上のものもある。

(5) 涉外税制体系の設立

1980年に最初の中外合弁経営企業所得税法が公布されて以来、中国は企業に対して2組の税制を施行していた。すなわち、外資系企業と外国企業に対しては「中外合弁経営企業所得税法」と「外国企業所得税法」が適用され、中国国内企業に対しては「国営企業所得税条例」「集団企業所得税法」「私営企業所得税法」が適用された。91年4月の第7回全国人民代表大会第4次会议により「中外合弁経営企業所得税法」と「外国企業所得税法」は合併され、「外商投資企業および外国企業所得税法」が公布された。58年に全国人民代表大会から公布された「工商統一税条例（草案）」と51年に当時の政務院から公布され外資系企業と外国個人に対し適用された「城市房地產税条例」と「車船使用鑑札税条例」を加えて、新たな形の外国企業等に対する租税体系が設立された。

1. 3 1994年の税制改革

〈1994年以前の税体系〉

このようにして、1979年以来、1984年を大きな節目に税制改革がいくつか行われてきたが、中国の1994年の税制改革以前の税体系は次のようになっていた。

(1) 流通税類

産品税，増値税，営業税，塩税，関税，城市維護建設税，市場交易税，家畜交易税，工商統一税

(2) 所得税類

国営企業所得税，集団企業所得税，私営企業所得税，城郷个体工商業戸所得税，外商投資企業および外国企業所得税，個人所得税，個人収入調節税，国営企業調節税，農（牧）業税

(3) 財産税およびその他の税類

房産税，城市房地產税，契税，耕地占用税，城鎮土地使用税，資源税，烧油特別税，国営企業給与調節税，国営企業獎金税，集団企業獎金税，事業単位獎金税，屠宰税，宴席税，車船使用税，車船使用鑑札税，印花税，特別消費税，固定資産投資方向調節税

〈1994年の税制改革後の税体系〉

ところで，1984年を画期とする80年代の税制改革で設立された中国の租税制度は，改革・開放以降の当時の経済発展への適用が考慮されたものではあったが，その後の社会主義市場経済への移行を迎えていくつかの問題が残されていた。その問題点は，①税金の負担が不公平であり，企業間の競争に不公平を生じている，②国営企業の所得税負担率が高すぎる，③流通税の重複課税が存在する，④外国企業等への税制と国内税制との不公平が生じている，⑤中央と地方の租税権限の分け方が不合理で，分税制の施行に不利な面がある，などであった。そのため，1994年度には税法を統一し，税負担を公平にし，税制を簡素化し，分権を合理的にし，中央と地方の税配分関係の規範を設け財政収入を確保し，社会主義市場経済に適応的な租税体系を建設するという原則であった。この改革については，筆者もかつてふれたことがあるが，その主な内容は，次の通りである。

(1) 流通税（流転税）の改革

a 全面的な増値税の施行

この点は，すでに前稿⁽⁸⁾でもふれているのでくわしくふれないが，前稿で

も見た通り、増値税の実施範囲を拡大したことである。それは、今一度整理してみると、

- i 工業生産、商業卸売、商業小売、商品輸入、加工、修理修繕などの分野が増値税の課税対象とされた。従来営業税の課税対象であった商業卸売、小売、公用事業の水、電、熱、ガスおよび塩税の課税対象であった塩などはすべて新増値税の課税対象になった。
- ii 増値税の納税義務者は課税製品の販売、課税役務の提供を行う一切の工商企業およびその他の組織と個人に拡大した。そして、工商統一税を廃止し、工商統一税の納税義務者であった外国投資企業および外国企業も増値税の納税義務者になった。
- iii 増値税の課税価額は従来の税込み価額が改革後は税外価額とされ、各卸売段階で商品を販売するときには、領収書にそれぞれ増値税額と商品本体の価額を明記することとされた。
- iv 増値税の税率は17%の基本税率と13%の軽減税率に簡素化され、軽減税率を適用する商品以外の製品と役務はすべて基本税率が適用されることになった。また、輸出商品にはゼロ税率が適用され、輸出の税関手続きをするときに増値税の還付が行われることになった。
- v 増値税の徴収はインボイス方式（専用伝票〈領収書〉）により行われ、領収書に記載された税額が納付すべき税額から控除できることとされた。
- vi 会計制度が十分でない小規模納税義務者については、売上高の6%の徴収率で増値税を徴収するという簡便法が採用された。

その他増値税占有伝票（領収書）の使用が義務づけられるなど若干の徴収技術的な改善が行われた。

(8) 坂本忠次・張忠任「中国の税制改革と新税制」『岡山大学経済学会雑誌』第27巻第4号、1996年。

ほかに、特定の消費品と消費行為に対して、消費税が課税されている。具体的には、①消費税の課税商品は11種類に限定されている、②消費税の納税義務者は中国国内で消費税の課税製品を生産、委託加工および輸入を行う組織と個人で、消費者ではない、③消費税の課税方法は従価定率法と従量定額法があり、税率は3～45%となっていることなどである。

また、営業税の課税範囲は、増値税の課税範囲が拡大したことにより縮小し、その税率も3種類とした。

b 企業所得税の改革

企業所得税の改革により国営企業所得税、集団企業所得税および私営企業所得税は合併され、内国企業所得税に統一された。改革後は企業の経済性質が国営であるか集団所有であるか、また私営であるか連合経営であるか、株式会社であるかを問わず、一律に同一の企業所得税法により企業所得税が適用されることになった。

税率は33%の比例税率が採用された。

現在、内国企業所得税の統一に続き、内国企業所得税と外商投資企業および外国企業所得税との統一を行う方向での検討が進められている。

c 個人所得税の改革

1994年の税制改革までは個人の所得に対して適用された所得税は、外国人に適用された「個人所得税」と中国国民に適用された個人収入調節税と城郷个体工商業戸所得税の3つの税種があり、税率も納税義務者により異なっていた。

個人所得税の改革により以上の3つの税種は1つの個人所得税に統一され、個人収入調節税と城郷个体工商業戸所得税は廃止された。改革後の個人所得税は超過累進税率を採用し、課税最低限を超える収入の高い個人だけが課税対象となっている。

d その他の税種の改革

その他、土地増値税、証券取引税、遺産税と贈与税などいくつかの新税が

創設され、また城市維護建設税が改正された。

i 土地増値税

1987年から土地使用制度の改革が始まり、土地の使用権を有償譲渡でできるようになった。土地増値税は房産（家屋）と土地を譲渡するため取得する所得に対して課税する税で、土地の使用権と地上の建築物、付属物の所有権を譲渡して取得する収入から関係費用を控除した後の所得に対して課税する税である。

土地増値税は4段階の超過累進税率を採用している。増値（付加価値）比率の高い納税義務者は高い税率が適用され、増値比率の低い納税義務者は低い税率が適用される。

ii 証券取引税

現在のところ中国の証券取引場は上海、深圳証券取引場を中心としている。証券取引に対する課税については納税義務者、課税対象および課税方法について現在検討しているところであり、まだ施行されていない。

iii 遺産税と贈与税

遺産（相続）税と贈与税は世界の大多数の国が適用しているが、中国では遺産税と贈与税は、現在導入を準備している段階であり、施行されていない⁽⁹⁾。

iv 城（都）市維護建設税の改革

従来施行されていた城（都）市維護建設税は産品税、増値税、営業税の納付税額を課税対象とした税で、税収は都市の建設に専ら使用する目的税であり、付加税の性質を持っていたが、経済発展に従い、改革の必

(9) 1998年夏の筆者らの中国税財政調査では、遺産税（相続税）の導入について現在検討され、研究者の意見も求められているとのことであった（大連市の東北財経大学にてのヒアリングから）。

要があった。具体的には課税ベースの拡大、税率の引き下げ、付加徴収の性質の見直し等を行うことである。

e その他の税種の簡素化、廃止、合併としては、塩税を資源税に合併し、焼油特別税、特別消費税を消費税に合併した。産品税を廃止し、工商統一税の廃止、国営企業所得税の廃止、国営企業獎金税、集団企業獎金税および事業単位獎金税の廃止、国営企業給与調節税の廃止、市場交易税の廃止、家畜交易税の廃止、などを行った。また、宴席税と屠宰税の管理権限を地方政府に移管し、城鎮土地使用税を土地使用税に改正した、ことなどである。

以上のほか、分税制の実施に伴いその必要に応じて税制管理体制の改革が実施されたが、これは次節で述べる。

なお、1950年以降の中国税制の変化を一覧すると、表3の通りとなる。中国税制の近代化はかなり進んだが、なお、納税意識の低さがもたらす納税拒否や滞納、脱税（特に国有企業等）、税務機構の不備等いくつかの問題点が残されている。この点は、次節で述べる分税制においても同様の問題となっている。

2. 政府間財政関係の改革

2. 1 分税制の導入

1993年12月15日、国務院は「分税制財政管理体制の実施に関する決定」を公布した。その主要な内容は次のとおりである。

まず第1に、中央政府と地方政府の事務権限および支出の区分を次のように規定した。

1) 中央財政支出には、国防費、武装警察経費、外交および対外援助支出、中央級行政管理費、中央統括の基本建設投資、中央直属企業の技術改造・新製品試作費、地質調査費、中央の扱う農業支援支出、中央が負担する公安局・検察院・法院支出と文化、教育、衛生、科学等の各種事業支出

表3 中国税制の変遷

1950～1952年	1953年～	1958年～	1963年～
・貨物税	貨物税	工商統一税	工商統一税
	商品流通税		
・交易税	家畜交易税	家畜交易税	家畜交易税
・工商業税	工商業税	工商所得税	工商所得税
・利子所得税	利子所得税	利子所得税	
・塩税	塩税	塩税	塩税
・房産税	城市房産税	城市房産税	城市房産税
・地産税			
・使用鑑札税—車船使用鑑札税	車船使用鑑札税	車船使用鑑札税	車船使用鑑札税
・印花税	印花税		
・屠宰税	屠宰税	屠宰税	屠宰税
・特別消費行為税	文化娛樂税 ・契稅	文化娛樂税 契稅	契稅
・農業税	農業税	農業税 (全国統一)	農業税
・関稅	関稅	関稅	関稅
・給与報酬所得稅 (未実施)			
・遺産稅 (未実施)			

注) 伏見俊行・姜莉・江心學考『最新中国税制ガイド』1997年による。

1973年～	1980年～	～1993年	1994年～
— 工商税	— 産品税	— 産品税	— 増値税
	— 増値税	— 増値税	
	— 營業税	— 營業税	— 消費税
	• 燒油特別税	— 燒油特別税	
	• 特別消費税	— 特別消費税	— 營業税
(工商統一税)	— 工商統一税	— 工商統一税	
— 家畜交易税	— 家畜交易税	— 家畜交易税	
• 市場交易税	— 市場交易税	— 市場交易税	
— 工商所得稅	— 国营企業所得稅	— 国营企業所得稅	— 企業所得稅
	— 国营企業調節稅	— 国营企業調節稅	
	— 集团企業所得稅	— 集团企業所得稅	
	— 私営企業所得稅	— 私営企業所得稅	
	• 中外合弁經營企業所得稅	— 外商投資企業及び	— 外商投資企業及び
	• 外国企業所得稅	— 外国企業所得稅	— 外国企業所得稅
	• 個人所得稅	— 個人所得稅	— 個人所得稅
	• 城郷個体工商業戶所得稅	— 城郷個体工商業戶所得稅	
	• 個人收入調節稅	— 個人收入調節稅	
	• 国营企業獎金稅	— 国营企業獎金稅	
	• 国营企業給与調節稅	— 国营企業給与調節稅	
	• 集团企業獎金稅	— 集团企業獎金稅	
	• 事業單位獎金稅	— 事業單位獎金稅	
	• 資源稅	— 資源稅	— 資源稅
— 塩稅	— 塩稅	— 塩稅	
	• 城鎮土地使用稅	— 城鎮土地使用稅	— 土地使用稅
— 城市房地產稅	— 城市房地產稅	— 城市房地產稅	— 城市房地產稅
	— 房產稅	— 房產稅	— 房產稅
— 車船使用鑑札稅	— 車船使用鑑札稅	— 車船使用鑑札稅	— 車船使用鑑札稅
	• 車船使用稅	— 車船使用稅	— 車船使用稅
	• 印花稅	— 印花稅	— 印花稅
— 屠宰稅	— 屠宰稅	— 屠宰稅	— 屠宰稅
	• 宴席稅	— 宴席稅	— 宴席稅
— 契稅	— 契稅	— 契稅	— 契稅
	• 建築稅	— 固定資產投資方向調節稅	— 固定資產投資方向調節稅
	• 城市維護建設稅	— 城市維護建設稅	— 城市維護建設稅
— 農業稅	— 農業稅	— 農業稅	— 農業稅
	• 耕地占用稅	— 耕地占用稅	— 耕地占用稅
— 関稅	— 関稅	— 関稅	— 関稅
			• 遺產稅 (未実施)
			• 証券取引稅 (未実施)

が充てられた。

2) 地方財政支出には、地方行政管理経費、公安局・検察院・法院支出、武装警察経費の一部、民兵事業費、地方管轄の基本建設投資、地方企業の技術改造・新製品試作経費、農業支援支出、都市維持・建設経費、地方の文化、教育、衛生、科学等の各種事業費、価格補助支出等が充てられた。

これに従って、中央と地方の収入区分を行い、中国の政府間の税制関係に大きな変更が行われた。つまり、税金を税目と納税主体により中央政府の財源、地方政府の財源および中央・地方共有（通）の財源とに分け、その徴収を担当する税務機関として、国家税務局と地方税務局を設置し、主にそれぞれの機関がそれぞれの税を徴収する体制を設立したのである。これを「分税制」と呼んでいるが、例えば、地方税務局を設置したことは、地方自治法や地方財政法が未だない中国にとって、地方分権化には一歩前進であった。

ともあれ、「分税制」を通じて、中国の税制は中央税、地方税、中央地方共有（通）税の3つに明確に分けられることになり、政府間財政関係における税制のあり方は、従来の財政請負制の時代から大きく前進し、税制の近代的な分権化にも一歩道を開くところとなった。

このような中国税制の中央・地方の分離と地方税の中央税からの分離による明確化への道には、それ以前の国家財政（中央・地方財政）における財政請負制における中央への上納と留保分との関係をめぐりいくつかの問題、中央・地方財政（とくに地方財政）における予算外資金の肥大化をめぐり問題点が背景にあるのだが、この点の検討は、紙数の都合で省略せざるを得ない。本論文では、政府間財政関係については、分税制の導入と中国における補助金の性格にとどめ述べておくこととする。

まず、中央税から見てゆこう。

(1) 中央税

国の活動を維持するための固定財源として、また経済をマクロコントロールするための手段として、主として次の a から g の税については、中央の財

源となる中央税（国税）として中央の税務機関である国家税務局または税関が徴収している。

なお、外国投資企業および外国企業の各税と外国籍個人（華僑、香港、マカオの住民を含む。）の個人所得税については、中央税と地方税の別にかかわらず、中央の税務機関が徴収を担当し、その税の性質に応じて中央と地方に配分される。ただし、深圳市では外商投資企業および外国企業所得税の徴収を地方税務局が担当している。また、外国投資企業等の輸出に関する税額還付についても中央が業務を担当し、還付財源も中央が負担することとされている。

- a 消費税
- b 税関が税務部門に代わり徴収する輸入段階の増値税および消費税
- c 関税
- d 中央企業（中央政府所属の国有企業、事業組織等）の企業所得税
- e 地方銀行、外資系銀行および非銀行金融機関の企業所得税
- f 中国側のパートナーが中央企業である企業に対する外商投資企業および外国企業所得税
- g 鉄道会社、銀行、保険会社などの本店が一括納付する営業税、企業所得税、城市維護建設税等

(2) 地方税

マクロ経済への影響が比較的小さく、地方の経済発展に密接な関係があり、また地方政府による徴収が容易である主として次の a から q までの税については、地方財源となる地方税として地方税務局が徴収している。

- a 営業税（鉄道会社、銀行、保険会社などの本店が一括納付するものを除く）
- b 企業所得税（中央企業、地方銀行、外資系銀行および非銀行金融機関の企業所得税を除く）
- c 外商投資企業および外国企業所得税（中国側のパートナーが中央企業

である企業に対する外商投資企業および外国企業所得税を除く)

- d 個人所得税
 - e 土地増値税
 - f 房産税 (家屋税)
 - g 車船使用税
 - h 土地使用税
 - i 契税
 - j 農業税 (農業特産税)
 - k 耕地占用税
 - l 固定資産投資方向調節税
 - m 印花税
 - n 城市維護建設税 (鉄道会社, 銀行, 保険会社などの本店が一括納付するものを除く)
 - o 屠宰税
 - p 宴席税
 - q 遺産税 (現在未施行だが施行を検討中)
- (3) 中央地方共有 (通) 税

中央と地方の共有の財源となる税としては次の3つの税がある。

- a 増値税
- b 資源税
- c 証券取引税 (現在未施行)

これらの税のうち、増値税は、税収の75%が中央政府に、25%が地方政府に配分されている。増値税および証券取引税は、中央の税務機関 (国家税務局) が徴収することとされている。

また、資源税については、海洋石油の開発に対する資源税は中央の税務機関が徴収しその税収は中央に配分され、その他の資源税は地方の税務機関が徴収しその税収は地方に配分される。

以上に見られる通り、地方税には、営業税、中央政府帰属のものを除く企業所得税・外国企業所得税、個人所得税、土地増値税、房産税（家屋税）ほか計17種目が充てられている。中央税が、消費税・関税、中央政府帰属の税を中心としているのに対して地方税は多種目となっていること、また、中央地方共通の配分税が見られることが特色である。

なお、筆者らの東北財経大学（大連市）の財政研究者からのヒアリングでは、遺産税（日本の相続税に相当）の施行について中央の財務局から意見聴取されているとのことであった。その施行が準備されているものと見られる。ただ、この場合、国有財産（公的財産）・私有財産の区分、所有権・占有権をめぐる問題点は残されるだろう。

2. 2 地域格差と中央からの補助金

中国の各省・直轄市・自治区の財政収支を見ると、大きな地域格差がある。表4は、財政収入の総額と、1人当たり収支を比較したものである。1991年の財政収支総額の大きいものは、広東、上海、遼寧、四川、江蘇、山東などで低いのはチベット、青海、寧夏、海南、新疆などとなっている。1981～1991の10年間、沿海地域は軒並み伸びているのに対し、少数民族地域では、雲南、内モンゴ、新疆などが大幅な伸びとなっているが、なお、絶対額は小さい。1人当たり財政収入で見ても、上海、北京、天津、遼寧の優位が見られる。

財政支出でも、総額では広東、四川、遼寧、山東、江蘇が大きく（1991年）、チベット、寧夏、青海、海南、天津などが低くなっている（1991年）。1人当たり財政支出では、陝西、北京、天津、上海、青海が上位にあり、これに続いて寧夏、新疆といった少数民族地域で1人当たり財政支出が高くなっている。

少数民族地域の寧夏、新疆、青海、内モンゴ、広西等が1人当たり財政収入では低いのに1人当たり財政支出で相対的に高いのは、中央政府からの補助

表4 各省・直轄市・自治区の財政収支

地 域		財 政 収 入				財 政 支 出				
		総額① (億元)		1人あたり (元)		総額② (億元)		1人あたり (元)		
		1981	1991	1981	1991	1981	1991	1981	1991	
北	京	49.1	89.8	549	702	14.9	80.7	166	633	
天	津	40.2	58.1	531	508	14.5	47.5	191	455	
河	北	34.1	99.3	65	132	23.3	97.3	45	142	
山	西	19.7	72.8	78	185	17.5	77.0	70	196	
内	蒙	古	4.2	39.4	22	152	16.4	66.6	87	282
		寧	79.5	161.5	226	326	26.7	151.5	76	308
遼	吉	林	10.7	62.5	48	204	15.9	79.1	71	289
		黑	15.6	94.7	49	216	25.9	110.1	80	262
上	竜	江	171.5	191.9	1,485	1,180	16.3	101.5	141	566
		海	63.8	143.3	107	201	23.8	128.2	40	149
江	蘇	34.3	121.3	89	244	17.1	97.3	44	192	
浙	江	20.7	54.2	42	96	15.4	85.0	31	108	
安	徽	14.5	69.7	57	188	14.3	78.1	56	225	
福	建	13.2	50.1	40	107	14.0	64.7	43	133	
江	西	51.9	143.0	71	128	25.5	142.0	35	146	
山	東	34.2	104.7	47	99	25.8	108.3	35	106	
河	南	37.5	95.1	80	143	23.6	99.5	50	156	
湖	北	31.4	96.1	59	118	21.4	101.8	40	134	
湖	南	41.0	192.1	70	206	29.6	182.5	51	237	
広	東	13.0	61.5	36	112	16.0	75.9	45	154	
海	南	—	10.0	—	111	—	19.9	—	263	
四	川	32.4	148.4	33	111	29.9	162.9	30	132	
貴	州	5.6	45.6	20	110	12.6	55.9	45	149	
雲	南	12.7	99.8	40	208	15.7	110.8	49	243	
チ	ベ	-0.6	0.6	-30	8	4.4	15.5	234	582	
陝	西	13.5	54.2	47	134	16.4	67.3	58	172	
甘	肅	13.0	40.0	67	152	11.2	51.3	58	204	
青	海	1.1	8.8	28	162	5.5	18.2	145	382	
寧	夏	1.4	8.3	38	143	4.6	17.2	122	318	
新	疆	1.7	26.5	13	142	14.8	52.5	115	313	

資料：中華人民共和国財政部総合計画司編『中国財政統計（1950-1985）』中国財政經濟出版社，1987年及び財政部総合計画司編『中国財政統計（1950-1991）』科学出版社，1992年による。

金による財政再配分効果であろう。特にチベットは、1人当たり財政収入はきわめて低いのに対し、1人当たり財政支出はきわだって高くなっている。

中国において、このような地域格差に対する統一国家としての政治的安定を目ざす格差是正政策がどの程度行われているかが検討課題となる。現在中国には、日本の地方交付税や譲与税に当たるものはない。しかし、地域格差是正と中央財政による再配分機能を有する補助金⁽¹⁰⁾がいくつか見られる。

第1は、地方予算における「中央補助収入」である。これは、地方の各級予算の支出が収入より大きい場合に中央財政より補助するものである。これに対し、地方で収入が支出より大きい場合は、一定額を中央財政に上納することから、地方予算における「中央上納支出」となる。いずれも国家予算（中央・地方予算）の中で調整される。「中央補助収入」とされている中央財政からの補助金には、定額補助（あるいは比例補助）と臨時的な専用補助とがある。

第2は、専用補助である。1988年に財政請負制を実施した際、一部の支出は、請負範囲に入れずに専用補助の形式で中央財政が地方政府に対して資金を移転することとした。しかし、その後補助規模が膨大になって補助的性格を失ってきている。専用補助は国家の重点プロジェクト、特に農業建設や地域経済開発、貧困地区の農業等の援助のために用いられているが、例えば、「三西」農業建設専用補助、地方基本建設、都市給水、農業実験建設資金、養殖基地建設資金、都市污水处理、チベット～江両河地区建設資金、商品食糧基地建設資金、三峡地域経済開発建設資金、大江大河治水、沿海島嶼建設、道路・橋梁建設等の資金補助がある。なかでも「三西」農業建設専用補助は大きな成果をあげている。

(10) 補助金については、南部稔教授、前掲論文を参照した。ただ特定補助金が、地域格差を是正し平準化するための再配分機能のみ有するの、地域格差の拡大機能をも有するの、さらに検討を要する。

1982年、中央政府は、国家の重点プロジェクトとして「西部を興し、中部を救済する」戦略を打ち立てたが、全国の内極貧地区の一つとされる「三西」と呼ばれた甘粛の河西、定西と寧夏の西海国の農業建設と総合整備にとりかかっている。1983年から20年間毎年一定の資金を支給している。

第3に、経済未発達地域支援発展資金がある。1980年2月、國務院は、財政管理体制改革を行ったが、この時「経済の発達していない地域を支援する発展基金」を設立し、84年11月には、財政部により「経済未発達地域支援発展基金管理暫定弁法」が公布された。財政部は、発展資金管理委員会の確定した金額に基づいてこの資金を支給し、当該年度に使用されなかった場合には次年度に使用することができる。有償のものと無償のものがあり、国家予算項目では1988年までは「その他の支出」に入れられていたが、それ以後「経済未発達地域支援発展資金」の項目が設けられている。

これらは、旧革命根拠地、少数民族地区、辺境地域、貧困地域に分けられるものである。しかし、1988年財政請負制が実施され、中央財政が窮状に陥ったことからこの優遇措置を中止し定額補助に変えている。

第4は、少数民族地域に対する専用資金による特別配慮である。民族自治地域に対してはすでに1963年12月の「民族自治地方の財政管理に関する暫定規定」に基づいて、64年から専用資金を与えることを規定していた。これは指定された項目への支出に限られ、流用は禁止された。この専用資金には一般補助費、民族機動的資金、予備費等の3種類がある。

ほかに、内陸部例えば中西部の郷鎮企業の発展を支援するための補助金政策も見られる。

表5は、省・直轄市・自治区の各級政府の財政総収入に占める中央補助収入の比重と財政総支出に占める中央上納支出の比重、そして財政総収入と財政総支出との収支差額を1992年について見たものである。

中央補助収入の比重は、チベット、青海、寧夏、新疆、内蒙古など少数民族地区で高くなっているが、これらの地区で額が特に大きいわけではない。

表5 中央と地方の財政収支の関係

(1992年, 単位: 万元)

省・直轄市 ・自治区	財政総収入	中央補助収入		財政総支出	中央上納支出		収入差額
		金額	比率		金額	比率	
北 京	816,502	—	—	728,025	—	—	88,477
天 津	726,641	93,177	12.8	715,489	250,254	35.0	11,152
河 北	1,235,895	196,782	15.9	1,216,846	219,964	18.1	19,049
山 西	704,968	119,426	16.9	721,959	79,048	10.9	-16,991
内 蒙 古	709,826	317,858	44.8	725,889	5,158	0.7	-16,063
遼 寧	2,021,289	464,070	23.0	2,082,902	597,755	28.7	-61,613
吉 林	830,935	258,693	31.1	825,643	25,457	0.3	5,292
黒 龍 江	1,153,577	303,929	26.3	1,125,854	101,247	9.0	27,723
上 海	1,929,131	148,622	7.7	1,999,135	1,143,805	57.2	-70,004
江 蘇	1,906,315	282,425	14.8	2,003,978	745,387	37.2	-97,663
浙 江	1,382,773	164,675	11.9	1,421,395	468,285	32.9	-38,622
安 徽	760,892	203,321	26.7	805,766	64,669	8.0	-44,874
福 建	873,875	112,096	12.9	870,933	25,885	3.0	2,942
江 西	722,370	200,604	27.8	695,065	11,239	1.6	25,305
山 東	1,729,448	284,697	16.5	1,699,684	242,696	14.3	29,764
河 南	1,317,414	245,093	18.6	1,326,239	161,336	12.2	- 8,825
湖 北	1,237,839	258,309	20.9	1,251,131	261,472	20.9	-13,292
湖 南	1,124,246	183,798	16.3	1,128,289	137,317	12.2	- 4,043
広 東	2,623,291	262,972	10.0	2,572,173	376,065	14.6	51,118
広 西	776,818	157,646	20.3	798,175	13,421	1.7	-21,357
海 南	254,303	87,862	34.6	256,450	2,808	1.1	- 2,147
四 川	1,767,316	350,560	19.8	1,765,767	167,211	9.5	1,549
貴 州	611,254	137,038	22.4	614,953	8,622	1.4	- 3,669
雲 南	1,281,367	170,500	13.3	1,280,706	64,798	5.1	661
チベット	164,726	146,401	88.9	166,120	—	—	- 1,394
陝 西	658,423	135,977	20.7	666,532	13,878	2.1	- 8,109
甘 肅	517,456	114,472	22.2	542,577	7,791	1.4	-25,121
青 海	184,371	102,788	55.6	185,597	2,400	1.3	- 4,226
寧 夏	165,959	88,460	53.3	1,601,175	1,539	0.1	5,784
新 疆	560,185	298,912	53.4	563,862	2,931	0.5	- 3,677

資料：中国財政年鑑編輯委員会編『中国財政年鑑』1993年版による。

上海などはきわめて低くなっている。

一方、中央上納支出は、上海をはじめ江蘇、浙江、広東、湖北、天津などで大きく、したがって収支差額も、マイナス（赤字財政）となっている地区も多い。

中国の補助金は、少数民族地区などに重点的に出され、全体の財政調整には充分機能していないのではないかと思われる。また、財政請負制の下で各級地方政府の留保分と上納分との関係が科学的に決定されていず、中央財政と同様地方財政にも恒常的な赤字が見られていることであった。一方、このような補助金についても1994年の分税制以降資料が公開されずどのように変貌したかは、今のところ明確でない。

むすびにかえて

以上、1978年の改革・開放以降の中国財政の現状と改革の動向について、筆者のこれまでの数回の調査旅行に基づき「覚書」風に記してみた。中国は、何回かの税制改革を行い、特に1994年の分税制導入の下で政府間財政関係の新たな段階を迎えているが、なお解決して行かねばならない問題も多く残されている。その最大の問題の一つが、日本のような地方交付税制度を導入し、中央財政と各級地方政府間の財政調整をいかに効率的かつ公平に行い得るかであると云われる。また、そのことの解明のためのデータも充分公開されていない。98年9月、北京の財政科学研究所の一行は日本の大蔵省の研究所との交流とあわせ自治省の交付税課を訪れて日本の精ちな地方交付税の基準財政需要額並びに収入額算定のしくみを調査して帰国した⁽¹¹⁾。

中国の地方財政については、現在までのところ地方自治法、地方財政法など関係法令がなく、94年の分税制を通じて地方税庁を整備したことは地方分権化に向けて一つの画期をなすものと思われる。しかし、中央財政や国有企業の赤字と共に地方財政にも赤字が拡大して行く現状の中で、地方政府は自

主的な地方債発行の権限（起債権）も与えられていない。したがって、都市の建設資金調達（社会資本整備）のためにはなお内外企業等からの借地料・各種料金の徴収等税外収入の調達に象徴される「予算外資金」に依存せざるを得ないのが現状である。

「予算外資金」は地方の「自主的」な財源ではあるが財政部が認める通り、望ましい財政運営のあり方とは云えないものである。

アジア各国の通貨危機、輸出の停滞と経済不況の中で、98年の中国の経済成長率の8%達成が可能かどうかの問題点とあわせ、中国の地方財政の近代的な分権化にもなお克服さるべきいくつかの課題が残されていることであった。それは、社会主義市場経済化の道が、政府間財政関係における分権化をどのように理解し中国の地方自治⁽¹²⁾をどのように展望していくかの課題とも深くかかわっていることを述べてむすびとしたい。

(11) 中国の財政部が、日本の地方交付税制度の基準財政需要額等算定のあり方を今後どのように中国の財政調整問題に適用していくかが注目される。この問題については、筆者もかつて参考意見を求められくわしい資料を提供したことがある。なお、中国の財政調整問題には、中央政府と省間の外に、各省内の郷・鎮など地方政府との間の格差調整をめぐる問題がある。

(12) 最近の新聞報道等によると、中国の一部の郷・鎮における村民委員会の住民による選挙の動きが報じられている。この動きが、今後どのように展開していくかが注目される。

A Note on the Fiscal Reform in the Present People's Republic of China

—Focussing on Local Public Finance under
the Market Economy of Socialism in China—

Chuji Sakamoto

This is a note to treat the fiscal reform in the present People's Republic of China. First I make the general economic survey of People's Republic of China since the beginning of reform and open economic system in 1978 (under the market economy of socialism). Then after reviewing the economic growth, the deficit of central public finance and the regional economic differences in present China, I refer to such fiscal reforms as tax reform and the reform of intergovernmental fiscal relations. In 1994 China introduced 'bunzeisei', a system of tax division between the central and local governments. In present China, however, there is still no law of local autonomy or no competency for flotation of local debt in local governments. So it is very important to secure tax revenue (including the central government) or debt revenue in local governments and to establish the fiscal adjustment system between central and local finance.